フリーランス法への対応のため

令和９年４月から
新しい契約方式へ移行します

那須町シルバー人材センターをご利用のお客様へのご案内



お客様・センター・会員の「三者間の包括契約」へ

このご案内のポイント

1　会員とお客様の間に「直接の契約関係」ができます

フリーランス法の趣旨を踏まえ、厚生労働省の方針に基づいて、実際に作業する会員とお客様（発注者）との間に直接の契約関係が生じる仕組みに見直します。

2　ご依頼の際に「規約への同意」をお願いします

「シルバー人材センター利用規約」と「会員業務就業規約」にご同意のうえご依頼ください。事業者のお客様（個人事業主を含む）は利用契約を書面で、一般家庭のお客様は口頭で結びます。

3　請求書は１枚のまま、料金の内訳が２つに分かれます

事業者のお客様は、料金の一部について**消費税の取り扱い（インボイス）**が変わる場合があるほか、**フリーランス法上の発注者としてのルール**が加わります。

サービスの内容はこれまでと変わりません。

ただし、事業者のお客様には消費税や法律上のお願いなど変わる点があります（7・8ページ）。引き続き安心してご利用ください。

1 フリーランス法とは

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（以下「フリーランス法」）が、**令和６年11月１日から施行**されました。

この法律は、フリーランスとして働く人々が安心して仕事ができる環境を整えるために制定されたもので、フリーランスの方と企業などの事業者との間の**取引を適正化**し、**就業環境を整備**することを目的としています。

施行日
令和６年
11月１日
すでに施行されています

法律のねらい

フリーランスが
安心して働ける環境を整備

取引の適正化

発注する事業者との
取引ルールを明確に

就業環境の整備

安心して仕事に
取り組める環境を

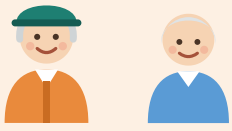
フリーランスとは



従業員を使用せず、**個人で業務を受託する働き方**をする人をいいます。

※ 法律上は「特定受託事業者」といい、代表者１人だけで従業員のいない法人も含まれます。

シルバー人材センターの会員もフリーランスに該当します



シルバー人材センターの**請負・委任業務に従事する会員**も、事業者から業務の委託を受ける場合には、フリーランスに該当します。

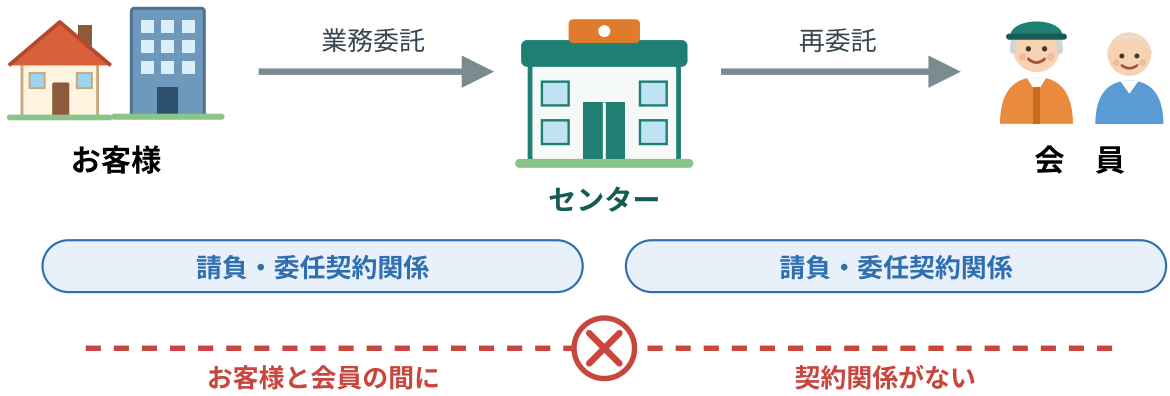
そのため、センターには**会員が安心して就業できる環境づくり**が求められています。

2 なぜ契約方式が変わるの？

フリーランス法の趣旨を踏まえ、国の方針に沿って新しい契約方式へ移行します

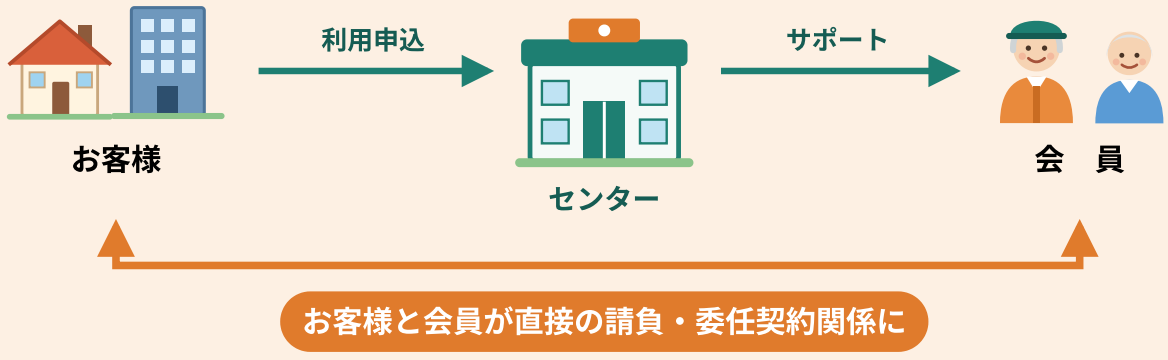
フリーランス法は、仕事を発注する事業者に、取引条件の明示や報酬の支払期日の設定などを義務づけています。この法律による保護を、**実際に作業する会員**がより直接に受けられるよう、厚生労働省は、会員と**お客様（本来の発注者）**との間に**直接の契約関係**が生じる契約方式へ見直す方針を示しています（令和５年11月13日付 厚生労働省職業安定局長通知）。

見直し前　現行の方式（二段階の契約）



現行の契約方式は、お客様がセンターへ業務委託し、センターが会員へ再委託する**二段階の契約方式**です。会員とお客様との間には契約関係が発生せず、会員は、実際の仕事の発注者であるお客様との関係では契約の当事者になっていませんでした。

見直し後　令和９年４月からの方式（三者間の包括契約）



この国の方針に沿って、発注者と会員との間に直接的な契約関係が生じるようにするため、**令和９年４月から「三者間の包括契約」による新しい契約方式**に移行することとなりました。

令和６年11月１日　フリーランス法 施行

令和９年４月　新しい契約方式へ

3 三者間の包括契約とは

お客様・センター・会員の三者で結ぶ、新しい契約の方式

これまでお客様から**業務を一式でお請けしていたもの**を、令和９年４月からは、次の**２つの内訳**でお請けすることになります。

① センターが行うこと

- お客様から会員への**仕事のご依頼・作業料のお支払い等**をセンター経由で行います
- お客様と作業内容などを調整し、**会員とのマッチング**を行います

ご同意いただくもの
シルバー人材センター利用規約

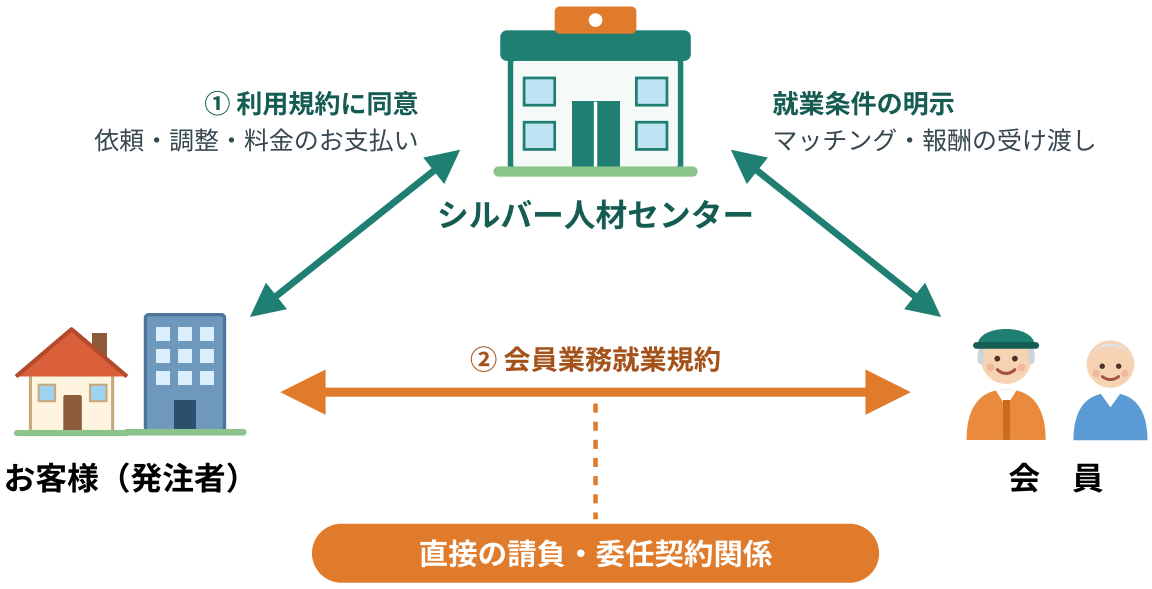
② 会員が行うこと

- お客様とセンターとの間で**合意した作業に会員が就業**します
- 会員が就業条件（会員業務仕様書）に同意することで、お客様と会員の契約関係が生じます

ご同意いただくもの
会員業務就業規約

「定型約款」とは？　契約の基本的なルールをあらかじめ定めたものです。利用規約・会員業務就業規約はいずれも定型約款で、ご依頼の際に同意をいただいた上でご依頼をお受けします。規約の内容は、センターのホームページで公表するほか、窓口でもご覧いただけます。

三者の関係



センターは、発注者と会員との間で業務が円滑に実施できるよう**これまでどおりサポート**します。契約方法の見直し後も**これまでと変わらないサービス**を提供しますので、安心してご利用ください。

4 契約が成立するまでの流れ

三者間の包括契約は、次の４つのステップで進みます

1 仕事のご依頼

お客様は、センターの「利用規約」と「会員業務就業規約」に同意のうえ、業務のご依頼を行います。

利用規約…お客様がセンターを通じて会員に業務を委託する際の基本的なルール（定型約款）
会員業務就業規約…会員がセンターを通じて就業する際の基本的なルール（定型約款）

▼

2 業務内容の協議

センターは、仕事の内容・条件等により見積もった金額を提示し、お客様にご了承いただけた場合、センターと「利用契約」を結びます。

利用契約は、センター利用料や業務内容、会員の報酬額などを定める契約です。

事業者のお客様（個人事業主を含む）
書面で結びます

一般家庭のお客様
規約の内容をご案内したうえで、口頭で結びます

▼

3 就業会員の選定

センターは、利用契約をもとに「会員業務仕様書」を作成し、会員に就業条件を明示して、就業する会員の選定（マッチング）を行います。

フリーランス法上の取引条件の明示は、**法律上は発注者である事業者のお客様の義務**ですが、**センターが利用契約の内容に基づいて「会員業務仕様書」を作成し、お客様に代わって会員に明示します。**お客様に書類作成のお手間はかかりません。
マッチングに当たり、会員は会員業務就業規約に同意しています。

▼

4 契約の成立

会員が「会員業務仕様書」に同意することで、発注者と会員との間に請負・委任契約関係が生じます。

契約の成立により、会員が業務を遂行します。センターは、発注者と会員との間でこれまでどおり様々な調整を行います。

この流れにより、お客様（発注者）・センター・会員の三者間の包括契約関係が成立します

5 就業から料金のお支払いまで

お支払いの流れはこれまでと同じです



会員が就業
業務仕様書に
基づき作業

▶



完了の確認
作業完了後に
お客様が確認

▶



センターへ報告
会員が
センターに報告

▶



ご請求
センターから
利用料金を請求

▶



お振込み
所定の銀行口座へ
お振込みください

会員は業務仕様書に基づき就業し、完了後にお客様（発注者）の確認を受けてセンターに報告します。センターはお客様に**センター利用料金（業務委託料）**を請求しますので、**請求日から30日以内**に、所定の銀行口座へのお振込みによりお支払いください。

利用料金は２つで構成されています

センター利用料金（お客様にお支払いいただく料金）

＝



会員業務委託料
会員が報酬として受け取る分

＋

センター業務委託料
センターの事務費

新しい契約方法では、会員は自身が受け取る会員業務委託料を**センター経由で請求・受領**します。そのため、請求書には料金の内訳を分けて記載し、**一括して１枚の請求書**でご請求します。

ご 請 求 書

〇〇〇〇 様　　那須町シルバー人材センター

内　訳	金　額
センター業務委託料 適格請求書分	〇〇〇 円
会員業務委託料 非適格請求書分	〇〇〇 円
ご請求金額（合計）	**〇〇〇 円**

※ 説明用のイメージです。実際の様式とは異なります。

請求書は１枚です

センター分と会員分をまとめて、１枚の請求書でご請求します。お振込みも１回です。

内訳が２つに分かれます

「センター業務委託料」と「会員業務委託料」を分けて記載します。



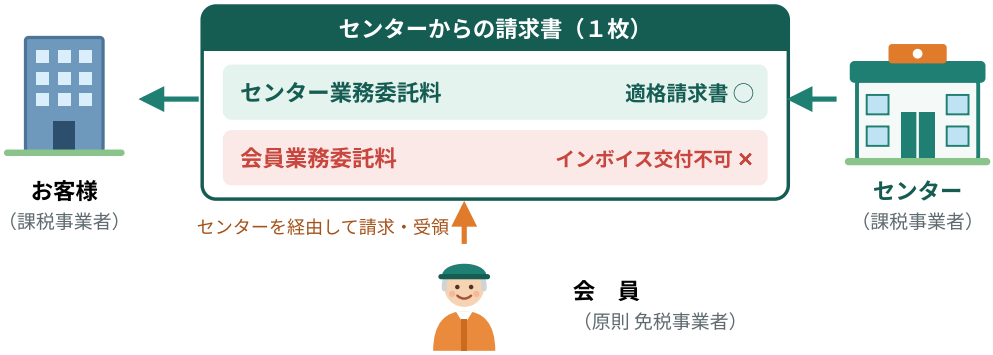
事業者のお客様へ　従業員を使用する事業者のお客様は、フリーランス法により、**作業の完了（給付の受領）から60日以内**に会員への報酬を支払う必要があります。センターからの請求に基づき、期日までにお振込みください（8ページ）。

6 事業者のお客様へ①　消費税

料金の一部に関する消費税の課税関係が変わります

センターがお客様からいただく料金は、**会員業務委託料**（会員が手にする報酬）と**センター業務委託料**の２つで構成されています。

このうち会員業務委託料は、新しい契約方法では会員がセンターを経由して請求・受領するため、**お客様が会員に対して支払う形**となります（そのようにみなされます）。



センター業務委託料

センターは、消費税に係る**適格請求書（インボイス）を交付できます。**

会員業務委託料

本来は会員がインボイスを交付する立場ですが、会員は**原則として消費税の免税事業者**のため、**インボイスを発行できません。**

→ 会員業務委託料分は、仕入税額控除の全額は受けられません。

経過措置により、一定割合を控除できる期間があります（免税事業者からの仕入れに係る経過措置）

令和８年10月～令和10年９月	令和10年10月～令和12年９月	令和12年10月～令和13年９月
70% 控除	**50% 控除**	**30% 控除**

※ 帳簿への記載などの要件があります。適用の可否や計算方法は、税理士または税務署にご確認ください。

これまでと取り扱いが変わらないお客様

次のいずれかに該当する場合は、契約方法の見直し後も、これまでの消費税納税の取り扱いと変わりません。

① 個人や家庭など事業者ではない方

消費税の申告・納税の対象外です（納税義務の対象外）。

② 簡易課税制度を選択している事業者

納税額の計算にインボイスを必要としないため、これまでと同じ取り扱いです。

③ 官公庁などの一般会計による事業

みなし仕入税額控除が適用され、これまでと同じ取り扱いです。

※ 上下水道などの特別会計は影響を受ける場合があります。

消費税の課税事業者のお客様へ

会員業務委託料分について仕入税額控除の全額が受けられないことから、ご負担が増える場合がありますが、国の方針に沿った契約方式への移行に伴うものです。ご理解のほどお願い申し上げます。

7 事業者のお客様へ ②　発注者としてのお願い

フリーランス法上のルール



新しい契約方式では、**事業者のお客様が、会員に業務を委託する「発注者」**になります。そのため、フリーランス法上、次のルールを守っていただく必要があります。センターが代わって対応できるものは、センターが対応します。

守っていただくこと	対象となるお客様	センターの対応
取引条件の明示 業務の内容、報酬の額、支払期日などを書面等で示すこと	すべての事業者 （従業員の有無を問いません）	センターが「会員業務仕様書」を作成し、**お客様に代わって明示**します
報酬の支払期日 作業の完了（給付の受領）から**60日以内**に支払うこと	従業員を使用する事業者	センターがまとめて請求します。**請求日から30日以内**にお振込みください
禁止行為をしないこと 受領拒否、報酬の減額、返品、買いたたき、購入・利用の強制、不当な経済上の利益の提供要請、不当な内容変更・やり直し	従業員を使用する事業者 （１か月以上の業務委託）	作業内容の変更などは、センターを通じてご相談ください
ハラスメント対策 会員に対するハラスメントの防止と、相談への対応の体制を整えること	従業員を使用する事業者	センターにもハラスメント相談窓口があります
育児・介護等への配慮 会員からの申出に応じて配慮すること	従業員を使用する事業者 （６か月以上の業務委託）	センターが会員との調整を行います
中途解除等の事前予告 解除・不更新は30日前までに予告し、求めがあれば理由を示すこと	従業員を使用する事業者 （６か月以上の業務委託）	契約の終了・変更をお考えの際は、お早めにセンターへご連絡ください

一般家庭のお客様

消費者（事業者でない方）からのご依頼は、フリーランス法の対象外です。これまでどおりご利用ください。

法律の詳しい内容

厚生労働省・公正取引委員会の資料、または栃木労働局 雇用環境・均等室でご確認いただけます。

8 新契約方式への移行による変更点

お仕事のご依頼から業務終了までの主な流れ

これまでお客様とは、口頭を含め**業務一式での業務委託契約**としていましたが、令和９年４月以降は、利用規約・会員業務就業規約へのご同意と、事業者のお客様（個人事業主を含む）には書面による利用契約の締結（一般家庭のお客様は口頭）をお願いします。**その他の事務手続きの流れに大きな変更はありません。**

発注の準備	変更なし **現行と変更ありません** センターは、発注される仕事の内容等をお伺いし、業務仕様などを調整します。
新 **センター利用契約の締結**	**手続きは現行と変更ありません** 変更点は、センターを利用して会員に業務委託することに係る契約内容となることです。センターは主に、仕事と就業する会員とのマッチングや総合調整を担います。
新 **会員への就業条件の明示と業務委託契約の成立**	**新たな内容です。法律上の明示義務は発注者（事業者のお客様）にありますが、センターが代わって行います** フリーランス法に基づく取引条件の明示は、センターが業務仕様に基づき、就業条件を記載した「会員業務仕様書」を作成し、マッチングの際に会員に案内します。会員が業務仕様書の内容に同意すれば、発注者と会員の間で業務委託契約が成立する仕組みです。
新 **業務委託料の請求**	**新たな内容ですが、事務手続きの流れはこれまでと同じです** 変更点は、センターへの業務委託料と会員への業務委託料に分かれた内訳となることです。センターがまとめて請求しますので、手続きは変わりません。
新 **適格請求書の発行**	**センター分の業務委託料は「適格請求書」として発行します** センター（課税事業者）からの請求となります。 **会員分の業務委託料（会員業務委託料）は、適格請求書の発行ができません** 会員（免税事業者）からの請求となります。※会員が受け取る「会員業務委託料」は、会員がセンターを経由して請求・受領します。

お客様にお願いすること

- ご依頼の際に**「シルバー人材センター利用規約」と「会員業務就業規約」へのご同意**
- 事業者のお客様（個人事業主を含む）は**書面による利用契約の締結**（一般家庭のお客様は口頭で結びます）
- 作業完了後の**ご確認**と、請求書による**請求日から30日以内のお振込み**
- 事業者のお客様は、**フリーランス法上の発注者としてのルール**の遵守（８ページ）

9 よくあるご質問

このご案内の内容を、ご質問の形でまとめました

Q　いつから新しい契約方式になりますか？

A　令和９年４月からです。

Q　手続きは大きく変わりますか？

A　ご依頼の際の「利用規約」「会員業務就業規約」へのご同意と、事業者のお客様の書面による利用契約の締結が加わります。また、事業者のお客様にはフリーランス法上の発注者としてのルールが加わります（８ページ）。事務手続きの流れに大きな変更はありません。

Q　一般家庭からの依頼でも、契約書が必要ですか？

A　一般家庭のお客様の利用契約は、規約の内容をご案内したうえで口頭で結びます。書面は事業者のお客様（個人事業主を含む）が対象です。

Q　支払いの期限はありますか？

A　センターの請求日から30日以内に、所定の口座へお振込みください。

Q　会員への就業条件の明示は、発注者が行うのですか？

A　法律上は、事業者のお客様が発注者として明示する義務を負います。ただし、センターが「会員業務仕様書」を作成し、お客様に代わって明示しますので、お客様に書類作成のお手間はかかりません。

Q　作業中に事故があった場合はどうなりますか？

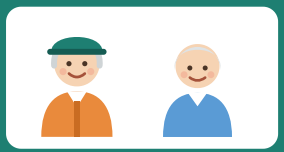
A　センターは、会員の安全確保のための研修や保険への加入などを行っています。万一の際は、速やかにセンターへご連絡ください。

Q　請求書は２枚届くのですか？

A　いいえ。センター業務委託料と会員業務委託料の内訳を分けて記載した、１枚の請求書でご請求します。

Q　消費税の扱いが変わるのはどんな場合ですか？

A　消費税の課税事業者のお客様は、会員業務委託料分について仕入税額控除の全額は受けられなくなります（経過措置により一定割合を控除できる期間があります）。ただし、①個人や家庭など事業者ではない方、②簡易課税制度を選択している事業者、③官公庁などの一般会計による事業は、これまでと変わりません。



契約方法の見直し後におきましても、これまでどおりお客様が安心してセンターをご利用いただけますよう、引き続き変わらぬサービスの提供に努めますので、よろしくお願いいたします。

ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください

公益社団法人 那須町シルバー人材センター